

自立生活センターの自立支援と相談支援事業

ー自立生活センタースリーピースの事例からー

自立生活センタースリーピース 白杉 眞 (8512)

キーワード：自立生活センター、ピア・カウンセリング、相談支援事業

1. 研究目的

全国自立生活センター協議会（以下、「JIL」と表記）は、自立生活センター（以下、「CIL」と表記）を「①代表（運営責任者）と事務局長（実施責任者）は障害者であること、②運営委員の過半数は障害者であること、③権利擁護と情報提供を基本とし、介助派遣サービス、住宅相談、ピア・カウンセリング、自立生活プログラムのなかから二つ以上のサービスを不特定多数に提供していること、④障害種別を超えてサービスを提供していること」（樋口恵子「日本の自立生活運動史」全国自立生活センター協議会編『自立生活運動と障害文化』現代書館、2001、p17-18）と規定する。なかでも訪問介護事業は、団体運営のための大きな収入源となるため、大半のCILが訪問介護事業を行っている。

2012年4月、障害者自立支援法の改正により、地域移行支援及び地域定着支援のサービスが新たに導入され、相談支援事業の充実が図られた。しかし、CILの活動の中では、このサービスはほとんど利用されていない。その原因を解明するため、本研究では、自立支援や権利擁護を主たる活動内容とするCILが、相談支援事業所として機能しているのか検討し、相談支援事業の在り方を提示する。

2. 研究の視点および方法

市町村障害者地域生活支援センターでないCILはJIL加盟134団体中35団体（JIL年鑑2005, http://www.j-il.jp/matome/matome1_2005.html）半数を下回っており、多くの団体が別事業持ち出しで自立支援を行っている。

発表者は、2010年1月、運営母体である特定非営利活動法人スリーピースを設立、同年7月、訪問介護事業所を設立させた。同時にCILとして活動を行い、2012年1月、相談支援（現在の一般相談支援）の指定を受けた。

発表者の本団体での立場、担当業務を鑑みると、より団体の運営状況や支援状況が把握できる。よって、本団体での事例をもとに検討する。

3. 倫理的配慮

①引用文献について原著者名・文献名・出版社・出版年・引用箇所を明示した。

②本研究は自験例の事例を使用しているため、当事者を特定できないよう匿名化した。ま

た、当事者には事前に事例使用の趣旨を文書で説明し、承諾を得た上で押印いただいた。

③自験例の事例使用にあたり、自立支援記録等、資料が膨大であるため一部割愛・要約した。

④本団体の実名公表について、法人理事会での承諾のもと、使用している。

4. 研究結果

本団体設立当初より定期的に B 施設を訪問している。A さんと関わりを持つようになって 3 年になる。当初は少年時代にいた C 施設の話しや養護学校（現在の特別支援学校）同窓会の話しが会話の大半だった。施設からの外出の自立生活プログラム（以下、「ILP」と表記）も数回実施した。これにより施設の外に目がむくようになり、今後は地域移行への気持ちを促していくことが目標となっている。経費は施設訪問の往復交通費、ILP の際の往復交通費やその他経費、研修参加費及び宿泊費など、2011 年度は 200000 円程度、2012 年度は 500,000 円程度であった。

その結果、CIL の活動資金は、介助派遣事業の収入から人件費や維持費を除いたわずかな資金に頼らざるを得ない状況にあり、ピア・カウンセリング講座や ILP 講座など、満足な活動を展開できる環境になかった。

こうした状況は、本団体だけでなく、多くの CIL が厳しい財政状況のもとで各々の活動を行っている。

5. 考察

一般相談支援の業務は、アセスメント、サービス利用計画の作成、自立生活体験に係る介助料金等であるが、給付費は利用者一人につき月 600 単位～2600 単位と、職員一人分の人件費にも満たない。相談支援に単位計算は馴染まず、運営十分な委託或いは一括給付が適当だろう。

元来、CIL が行ってきた自立支援の活動が地域移行支援、地域定着支援として事業に乗ってきたわけであるが、対象となるのは本人が地域移行の意思を示してからである。しかし、そこに辿り着くには粘り強い関わりが必要であり、相変わらず持ち出しによる支援である。団体の事業規模によって物理的な支援に格差がある状況である。

現在の市町村障害者地域生活支援センターは、当事者相談員を非常勤で雇用することでピア・カウンセラーを配置しているという体で委託を受けている状況が見受けられる。ピア・カウンセリングを含む当事者支援について正しく理解し、その委託先として CIL を中心に検討し、少なくとも JIL ピア・カウンセリング委員会主催のピア・カウンセラー養成講座を修了、終了後も各講座へは継続的に受講し、自らが自立生活をしている当事者が常駐している法人格を有する団体を委託或いは一括給付先にするなど、抜本的な見直しが必要であろう。